

人材確保支援補助金申請の手引き

令和7年度から下記のとおり取扱いを改正しました。1度申請すると、翌年度以降も使用できなかった取扱いを改め、申請した翌年度以降も1年度に1度ご利用いただけます。令和6年度に申請いただいた事業者の皆様もぜひ御活用ください。

(改正前) R6申請 → R7申請不可 → R8申請不可

(改正後) R6申請 → R7申請可 → R8申請可

◆補助金の趣旨

人材確保を目指す市内の中小企業者等に対し、採用活動のオンライン化に要する事業経費の一部を補助することにより、市内中小企業者の人材確保と求職者の市内就職を促進することを目的とします。

◆補助対象者

次の全ての要件を満たす事業者

- ① 市内に事業所を有する個人又は、市内に事業所を有する法人（資本金の額もしくは出資の総額が10億円以上である法人又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える法人を除く。）
- ② 公的な資金の使途として、社会通念上、不適切であると判断される事業（政治活動又は宗教活動を目的とする事業及び政治団体、宗教法人名義の施設を活用した事業等）を行う者でないこと。
- ③ 市内事業所への採用又は配属を目的としていること。
- ④ 過去に朝来市人材確保支援補助金の支給を受けていないこと。
- ⑤ 市税等の市の徴収金を滞納していないこと。

◆申請受付期間

令和7年4月1日（火）から令和8年1月30日（金）

（予算の上限に達し次第、受付を終了します。）

※補助金の対象は2月28日までの掲載に係る費用となります。（3月1日以降も引き続き掲載することは可能です。この場合の交付申請書の掲載予定期間は令和8年2月28日としてください。）

◆補助金の内容

○補助対象：就職・転職情報サイトに掲載するために必要な費用（基本料金、オプション料金等）

※就職情報サイトの登録学生にダイレクトメッセージを送信する、サイト内で上位に

表示させるなどの有料オプション

○補助金額：補助対象経費の2分の1（限度額20万円）

※補助対象経費に消費税及び地方消費税は含みません。

○補助回数：1事業者1年度につき1回限り

◆提出方法

経済振興課へ提出してください（郵送提出不可）

（朝来市役所本庁舎西館2階）

◆補助金申請について

1. 就職・転職情報サイトに掲載前及び掲載費支払い前に補助金交付申請書等を経済振興課に提出
2. 経済振興課から補助金等交付可否決定通知書を送付
3. 就職・転職情報サイト掲載後及び掲載費支払い後に、事業報告書、補助金等交付請求書等を経済振興課に提出
4. 補助金の交付
5. 翌年度に採用状況、市内事業所への配属状況を確認するフォローアップ調査を実施

◆提出書類について

【申請時】※提出期限：令和8年1月30日（金）

「補助金等交付申請書」に下記の書類を添付して提出

- ①就職・転職情報サイトの概要が分かる書類
- ②就職・転職情報サイト申込書の写し
- ③補助対象経費が確認できる書類（見積書等）

【実績報告・請求時】※提出期限：令和8年3月31日（火）

下記の書類を提出

- ①補助事業実績報告書
- ②補助金等交付請求書
- ③補助対象経費の領収書又は支払いを証する書類の写し
- ④掲載ページの写し等内容が確認できる書類
- ⑤人材確保支援補助金振込口座届

【変更申請時】

就職・転職情報サイトに掲載する内容や見積金額が変更となった場合は、「補助事業計

画変更中止（廃止）申請書」に変更後の見積書、サイトの概要を添付して提出（サイトに変更がない場合は見積書のみ添付）

※変更申請は必ず就職・転職情報サイト掲載前、掲載費支払い前にご提出ください。

【取下申請時】

就職・転職情報サイトへの掲載取り止めや、補助事業が令和8年2月28日までに完了しない場合は「補助金等交付申請取下書」を提出

《注意事項》

「補助金の内容」

＜補助対象＞

- ・折込チラシ等紙面の情報誌への掲載は対象になりません。インターネット上に公開している就職・転職情報サイトへ採用情報を掲載する事業のみを対象とします。

＜補助金額＞

- ・補助金額は1,000円未満切り捨てとなります。

＜補助回数＞

- ・複数の求人サイトへの掲載する場合も補助金の対象になりますが、申請は1事業者1年度につき1回限り、上限は20万円です。一度にまとめて申請してください。
- ・申請は1事業者1年度につき1回限りで、1回の申請で補助限度額に達しなかった場合でも、再度申請することはできません。

「補助金申請について」

- ・補助金申請の前に掲載したものは、その経費の支払いの有無に関わらず補助の対象外になります。また、掲載前であっても補助金申請前にその経費を支払っているものについても補助の対象外となります。

「提出書類について」

- ・補助金交付申請書等の「住所又は所在地」は、朝来市内の事業所の所在地を記入してください。

その他

- ・令和8年2月28日までに就職・転職情報サイトへの掲載及び経費の支払いが完了しなかった場合、補助金の交付決定が出ていても、補助金を交付することはできません。

- ・経費の支払いは原則、振込をお願いします。

経費をクレジットカードで支払った場合は、クレジットカードの引き落としが令和8年2月28日までに完了する必要があります。その場合、クレジットカードの引き落としが確認できる書類を添付してもらう必要があります。

小切手、約束手形等で支払った場合も同様の考え方になりますので支払いの方法には
ご注意ください。

【お問い合わせ・提出先】

〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213-1

朝来市産業振興部経済振興課

079-672-2816（直通）